# 令和6年3月1日から 戸籍証明書の 広域交付がはじまります

間 住民生活課住民係 ③④番窓口 IL 64-1102



本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口で請求できる制度です。

#### ●戸籍証明書をまとめて請求できます

必要な戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。 ※一部請求できない証明書もあります。

### 請求できる方

本人、配偶者、父母・祖父母など(直系尊属)、子・孫など(直系卑属) ※郵送請求、委任状による代理請求、第三者請求、職務上の請求は広域交付の対象外です。

# 請求に必要なもの

窓口にお越しになる方の顔写真付き本人確認資料(マイナンバーカード、運転免許証など)

## 注意事項

- ・戸籍証明書等を請求できる方が、市区町村の戸籍担当窓口にお越しいただき請求する必要があります。
- ・コンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません。
- ・一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。
- ・相続等で複数の戸籍を請求される場合、発行に時間がかかります。 時間に余裕をもってお越しください。また、戸籍の状況や混雑状況 によって、後日のお渡しとなる場合がありますので、ご了承ください。



法務省 ホームページ



# 障がい者等用駐車場の適正利用のために

間 福祉課福祉係 ⑩番窓口 1164-1120

障がい者等利用駐車場区画は、身体に障がい(視覚障がい・肢体不自由・心臓や腎臓などの内部障がい)のある方や、妊産婦、高齢者、病気やけが等で歩行が困難な方が、車の乗り降りをしやすいように配慮された駐車スペースです。

思いやりの気持ちでマナーを守り、適正に駐車場を利用しましょう。

